

京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則を公布する。

平成29年3月29日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第6号

京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 教育委員会は、条例第3条第2項の規定に基づき、別表の左欄に掲げる事務を処理するために同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用するものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事 務	特 定 個 人 情 報
法別表第1 27の項に規定する事務	(1) 小学校及び中学校並びにこれらに相当する学校(各種学校を含む。)における就学の援助に関する特定個人情報
条例第3条第1項第2号に規定する事務	(1) 学校保健安全法の規定による医療に要する費用についての援助に関する特定個人情報

(教育委員会事務局総務部調査課)